

広島県告示第二百八十七号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の八第二項及び第十七条の九第四項の規定によって、次の指定試験機関から名称を変更する旨の届出があった。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地

1 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

2 主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関一丁目四番二号

二 変更事項及び内容

1 変更事項

名称

2 変更内容

変	更	前	変	更	後
		財団法人消防試験研究センター			一般財団法人消防試験研究センター

三 変更年月日

平成二十五年四月一日